

若狭消防組合地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和7年度～令和12年度



令和7年3月
若狭消防組合

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画および関連計画との位置付け	6
4. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	7
(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	8
5. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの削減目標	9
6. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
(1) 推進体制	12
(2) 点検・評価・見直し体制	13
(3) 進捗状況の公表	13

1. はじめに

このたび、令和 12 年度までの若狭消防組合（以下「当組合」という。）の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「若狭消防組合地球温暖化対策実行計画（地域施策編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、当組合管内においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指しています。また、福井県においても、2050 年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

当組合では、今回「若狭消防組合地球温暖化対策実行計画事務事業編」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ります。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 7 年 3 月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋および陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏および生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

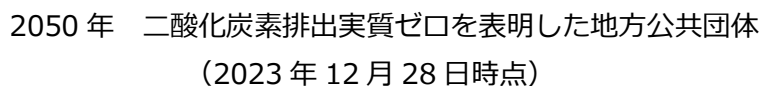
温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務および事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2022 年 2 月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1 億 1,500 万人を超える計算になります。



出典：環境省（2023）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

3. 基本的事項

(1) 目的

若狭消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「若狭消防組合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当組合が実施している事務および事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

若狭消防組合事務事業編の対象範囲は、当組合の全ての組織および施設を対象とします。

対 象 施 設 一 覧	住 所
消防本部・若狭消防署	福井県小浜市大手町 7 番 8 号
若狭消防署上中分署	福井県三方上中郡若狭町上古田第 5 号 31 番地 2
若狭消防署名田庄分署	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂第 2 号 39 番地 2
若狭消防署高浜分署	福井県大飯郡高浜町宮崎第 65 号 7 番地 1
若狭消防署大飯分署	福井県大飯郡おおい町本郷第 137 号 2 番地 1

(3) 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に規定されている 7 種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象とします。

(4) 計画期間

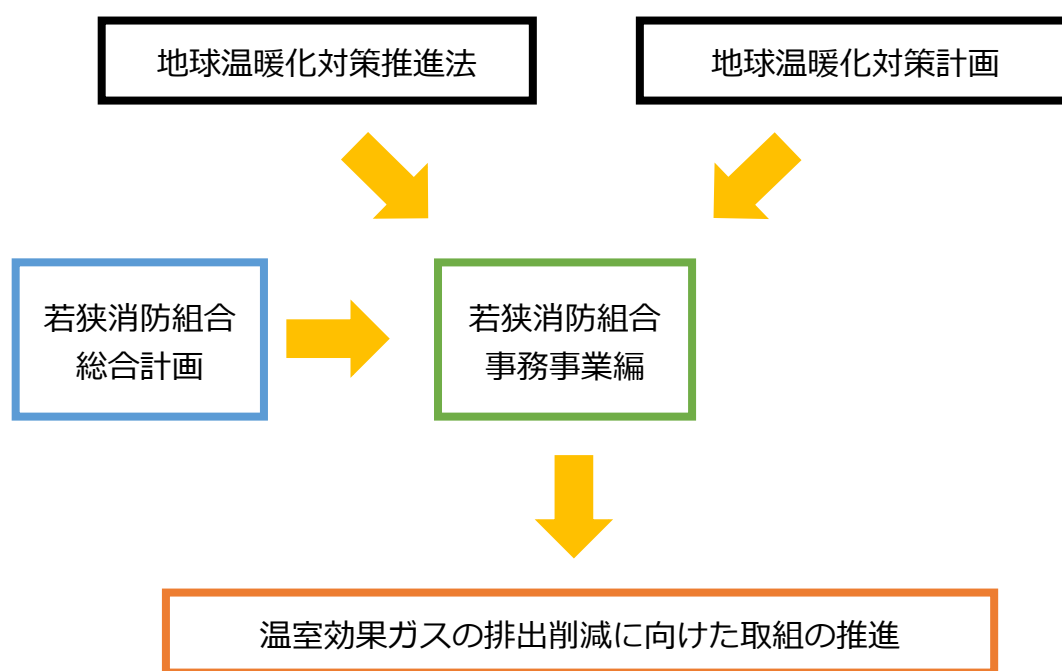
令和 7 年度から令和 12 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 3 年後の令和 9 年度に、計画の見直しを行います。

項 目	年 度							
	令和 5 年	…	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		計画 見直し			目標 年度
計画期間								

計画期間のイメージ

(5) 上位計画および関連計画との位置付け

若狭消防組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体
実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画および若狭消防組合総合計画に即し
て策定します。

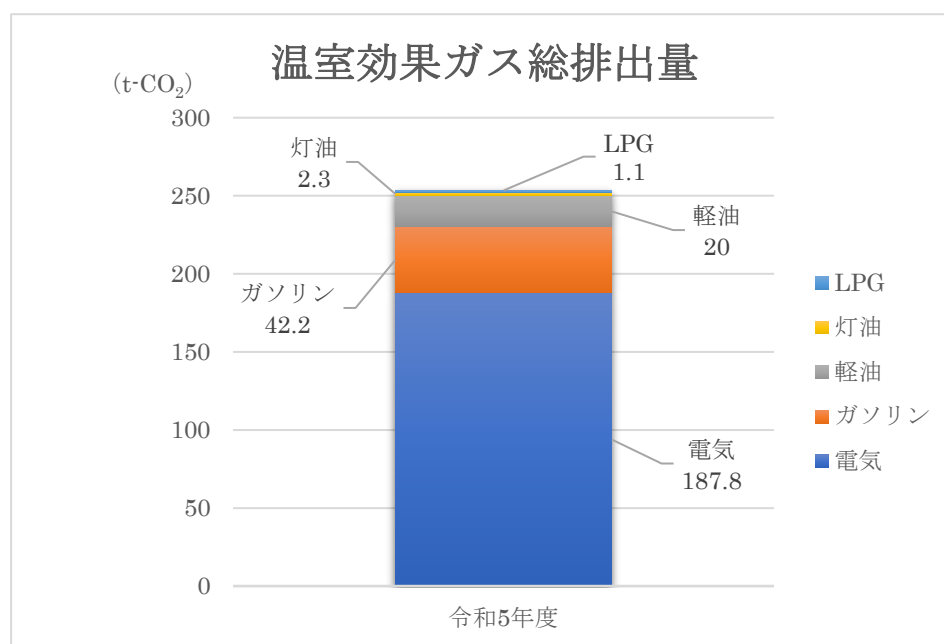


若狭消防組合事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

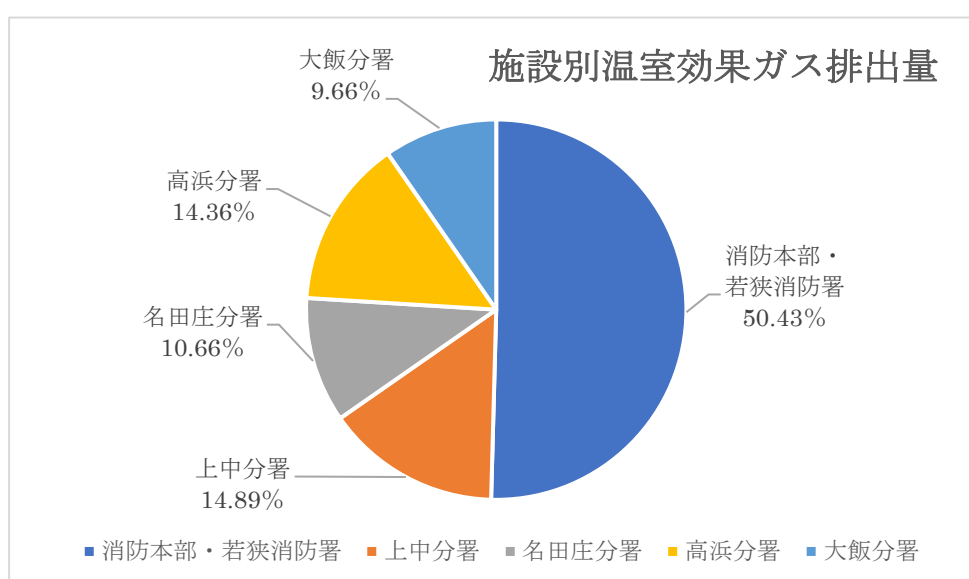
(1) 「温室効果ガス総排出量」

当組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である令和5年度において、253.4t-CO₂となっています。



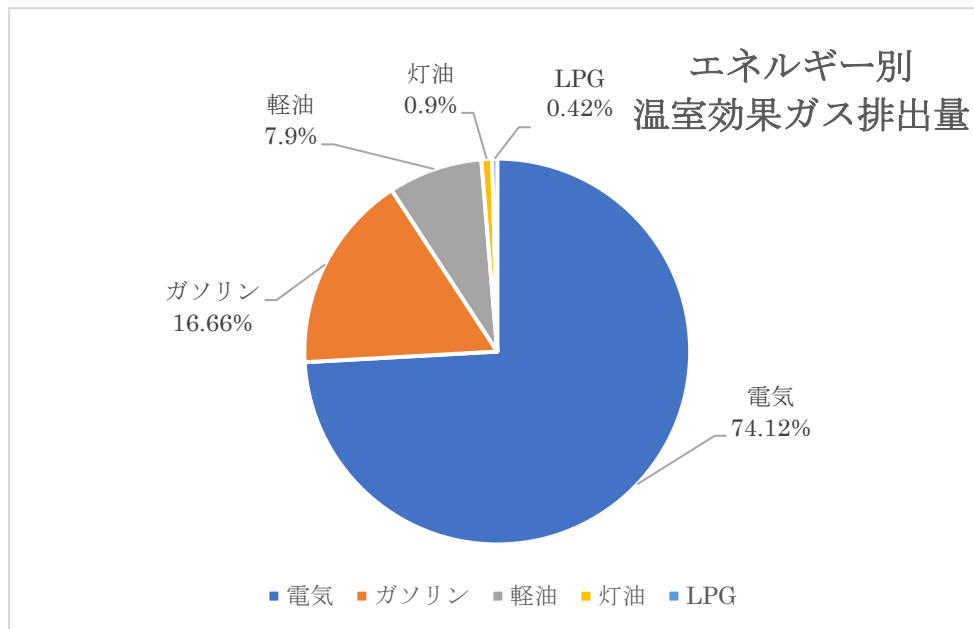
当組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」

施設別では、消防本部・若狭消防署が全体の50.43%を占め、次いで上中分署14.89%、高浜分署14.36%、名田庄分署10.66%、大飯分署9.66%となっています。



施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和5年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の 74.12%を占め、次いでガソリン 16.66%、軽油 7.9%、灯油 0.9%、LPG 0.42%となっています。



エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和5年度）

（2）温室効果ガスの排出削減に向けた課題

当組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 各署所

各署所でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂ 排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。

さらに、各署所のLED化も進めていく必要があり、電気の利用に伴うCO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 公用車

公用車の走行距離増加に伴い、CO₂ 排出量が増加しています。公用車の利用頻度も増加している傾向があります。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することでCO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

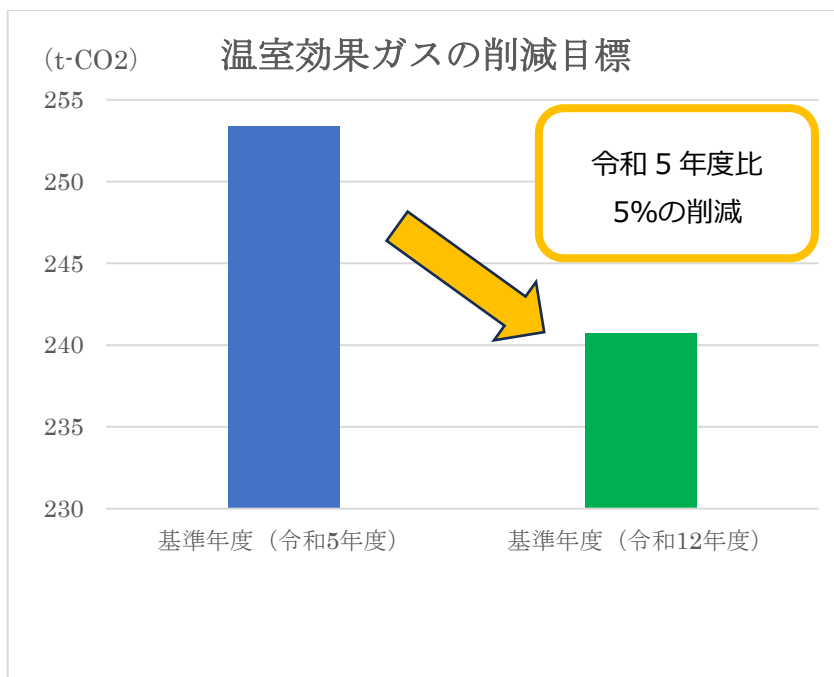
地球温暖化対策計画等を踏まえて、当組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和 12 年度）に、基準年度（令和 5 年度）比で 5%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度（令和 5 年度）	目標年度（令和 12 年度）
温室効果ガスの排出量	253.4t-CO ₂	240.7t-CO ₂
削減率	—	5%



温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

① 電気使用量の削減

【照明機器に対する取り組み】

- 庁舎内等施設内の照明は、天候や時間に応じて消灯をする。
- 昼間帯や休憩時間中は、必要箇所以外の照明は消灯をする。
- 交換時期の照明器具は、高効率照明への更新を順次行う。

【空調機器に対する取り組み】

- 室温を夏場は28℃、冬場は20℃を目安になるように空調機器の管理に努める。
- 空調の不要な部屋の運転停止や運転時間の短縮を図る。(部屋単位での設定をする。)
- 定期的に空調機器のフィルター清掃に努める。

【OA機器に対する取り組み】

- パソコンのディスプレイの光度を落とし、1時間以上使用しない場合は、電源を切る。
- 省電力機能が付いている場合は、その機能が使用できるように設定しておく。
- 毎日勤務者にとっては退庁時に身の回りのOA機器の電源を切り、交替制勤務者にとっては、午後10時から翌午前6時までの時間帯は必要なOA機器以外の電源は切るものとする。

② ガソリンおよび軽油の使用量の削減（緊急時等の活動時は除く。）

- アイドリングストップに努める。
- 急発進・急ブレーキなどを避けることで、低燃費を心掛ける。
- タイヤの空気圧などを適切に管理し、車両整備に努める。
- 相乗りなどにより、公用車の効率的な利用を図る。
- 公共交通機関を積極的に利用する。

③ ガスの使用量の削減

- 給湯機器は、適正な温度を設定する。
- 入浴やシャワーは、短時間で全員が使用することで、無駄な保温などを減らす。

④ 紙使用量の削減

- ミスプリントなどの半面使用済み用紙を積極的に有効活用する。
- 印刷物が数枚におよぶ場合は、両面印刷する。
- 資料のデータ化、データによる共有や回覧などペーパーレス化を図る。
- 使用済みの封筒やファイルなどのリユースを実施する。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減する。

⑥ 職員のワークライフバランスの確保

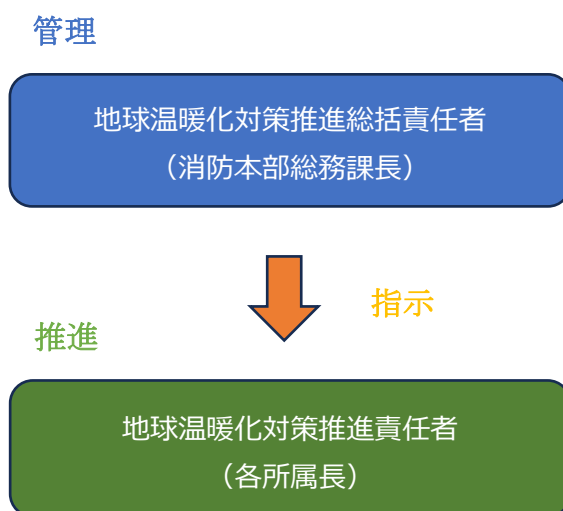
【温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の構築】

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減する。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進する。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進める。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

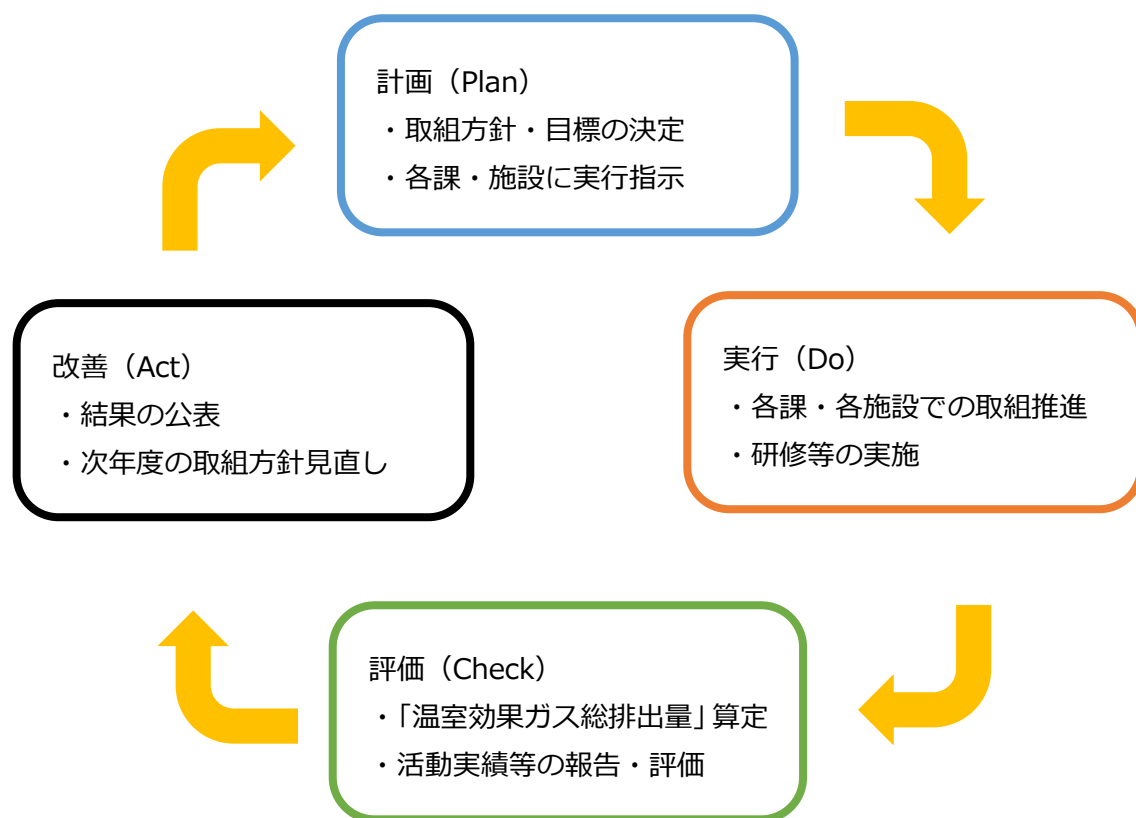
(1) 推進体制

- ① 消防本部総務課長を地球温暖化対策推進総括責任者とし、当組合の事務・事業における、実行計画の取組を管理します。
- ② 各所属長を地球温暖化対策推進責任者とし、所管する事務・事業において、実行計画の取組を推進します。
- ③ 実行計画の進捗管理は消防本部総務課で行います。地球温暖化対策推進総括責任者は、実行計画の進捗状況に応じて、地球温暖化対策推進責任者へ必要な指示を行います。



(2) 点検・評価・見直し体制

若狭消防組合事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、若狭消防組合事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。



毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

若狭消防組合事務事業編の進捗状況は、当組合のホームページ等で毎年公表します。